

第6次村山市総合計画等策定支援業務
公募型プロポーザル評価基準書

令和6年2月
村山市

1 評価基準書について

本基準書は、第6次村山市総合計画等策定支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）「9 選定方法」に記載する第6次村山市総合計画等策定支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）について必要な事項を定める。

2 参加資格

実施要領「6 参加申込方法等」に記載する「プロポーザル参加申込兼資格確認申請書」を提出し、市が実施要領「5 参加資格」に規定した参加資格を満たしていると判断した者のうち、期限までに実施要領「8 企画提案書の提出」に記載された資料を提出した者。

3 プレゼンテーション審査

(1) 選定委員会の設置

企画提案書等およびプレゼンテーションの評価を行うため、選定委員会を設置する。

ア. 選定委員会は企画提案書等やプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、順位を決定するものとする。

イ. 選定委員は本評価基準書に基づいて評価を行うものとする。

ウ. プレゼンテーションは公開とする。ただし、本プロポーザルに参加する事業者は他の事業者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

エ. 選定委員会は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(2) 審査方法等

ア. プレゼンテーション審査の持ち時間は、1事業者あたり30分以内（セッティングおよび撤去等に関する時間を除く）とし、内訳については、プレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分以内とする。

イ. プレゼンテーションは「5 評価基準（1）企画提案書に基づく評価」に記載されている評価項目順に進行すること。

ウ. 評価の合計点が最上位にある者を契約候補者とし、次に高い者を次点の候補者として選定する。

エ. 合計点の同じ者が複数いる場合は、「企画提案書に基づく評価」のうち、評価項目「業務実施方針および手法」の評価が高い候補者を上位とし、「業務実施方針および手法」の評価も同じ場合は、くじ引きにより上位者を決定する。

カ. 合計点が最上位の者であっても、仕様書に沿わない場合や合計点が全体の60%未満の場合は、契約候補者に選定しない。

4 採点項目・配点

評価項目および配点は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 企画提案書に基づく評価 | 85点 |
| (2) 見積価格による評価 | 15点 |

5 評価基準

(1) 企画提案書に基づく評価 (満点：85点)

評価項目	評価対象	評価基準	配点
組織体制 の評価	組織体制	業務実施にあたって十分な人員配置および組織体制が提案されているか。	20点
	過去の実績	過去の同種業務実績が十分にあるか。	
	業務内容の理解度	業務の趣旨を十分に理解し、中立的かつ客観的な方針をもって業務を遂行できるか。	
業務実施 方針および 手法	時代の潮流と基本認識についての調査分析	社会情勢を踏まえた本市の課題整理および分析手法について、具体的かつ分かりやすい提案がされているか。	55点
	地域経済の動向に関する調査分析	人口減少が本市の地域経済に与える影響について、本市の特性を踏まえた調査手法、結果分析等、提案内容が具体的かつ分かりやすく示されているか。	
	市民意識の調査分析	市民意識を把握するための調査項目等について、明確な考え方を有し、調査・分析を基に本市の課題を分析するための適切な提案がなされているか。	
	将来の人口推計に必要な情報の収集、整理、分析	人口ビジョンを作成するにあたり、考え方や提案内容が具体的かつ論理的に示されているか。	
	総合計画の構成や体系案に関する助言、提案	デジタル田園都市国家構想総合戦略等、国・県が策定する計画を踏まえ、事業者が有するノウハウを生かし、総合計画と総合戦略の一体的な作成に向けて、計画の構成や体系案に関し、本市に助言・提案を行う手法が具体的かつ分かりやすく示されているか。	
その他	独自の提案	事業内容に加え、事業目的をより効果的に達成できるための独自の提案があるか。	10点
	プレゼンテーション能力	提案内容の的確な説明および質疑に対する的確な回答ができているか。また、業務への意欲や積極性があるか。	

(2) 見積価格による評価（満点：15点）

見積書に関する評価点については、応募者のうち、最低見積書を提出した者を満点とし、他の者の評価点は以下の計算式から算出するものとする。

なお、この評価点は事務局において一律に算定するものとし、各選定委員は算定された同じ評価点を用いるものとする。

【評価点の計算式】

$$\text{評価点（小数点以下切り捨て）} = (\text{最低見積額} / \text{提案見積額}) \times 15$$

(3) 合計評価点の算出方法

選定委員1人あたり、(1) 企画提案書に基づく評価および(2) 見積価格による評価の合計点（最大100点）で計算し、各選定委員の評価合計点を選定委員の人数で除して算出する。なお、この場合、小数点以下は切り捨てて算出する。